

様

訪問リハビリテーション
重要事項説明書
(介護保険)

医療法人社団 明生会
イムス札幌消化器中央総合病院

重要事項説明書（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション）

<2026年6月1日現在>

あなたに対する訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名	医療法人社団 明生会 イムス札幌消化器中央総合病院 訪問リハビリテーション
所在地	札幌市西区八軒2条西1丁目1-1
代表者名	丹野 誠志
電話番号	011-611-1391（代表） 011-555-3374（直通）
介護保険指定	0110412459

2. 事業所の職員体制

理学療法士3名以上（常勤3名以上、非常勤0名）

作業療法士2名以上（常勤2名以上、非常勤0名）

言語聴覚士1名以上（常勤1名以上、非常勤0名）

3. 事業の実施地域

札幌市西区全域、手稲区・北区・中央区の一部（詳細は事業所へお問い合わせ下さい） ※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

4. 営業日

営業日	営業時間
平日	8:30～17:30 (サービス提供時間は9:00～17:00)
土曜日	8:30～12:30 (サービス提供時間は9:00～12:00)
休業日	日曜日・祝日・12月30日～1月3日

5. サービス内容

- ①訪問リハビリテーションサービス計画の立案
- ②医師の指示箋に基づく病状の観察
- ③身体機能面の維持・改善の支援
- ④日常生活活動面の維持・改善の支援
- ⑤家庭環境の整備の支援
- ⑥利用者の家庭に対する介護の指導

6. 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1～3割が、ご利用者様の負担額となります。

【料金表】

下記の料金表によって、ご利用者のサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい。

保険給付の自己負担額（2026年6月1日現在）

	サービス内容	単位数	自己負担料金 (1割)	自己負担料金 (2割)	自己負担料金 (3割)
訪問リハビリテーション	20分 (20分×1回)	308	313円	626円	939円
	40分 (20分×2回)	616	626円	1252円	1879円
	60分 (20分×3回)	924	939円	1879円	2819円
介護予防 訪問リハビリテーション	20分 (20分×1回)	298	303円	606円	909円
	40分 (20分×2回)	596	606円	1212円	1818円
	60分 (20分×3回)	894	909円	1818円	2727円
加算・減算 (介護予防含む)	サービス提供体制強化加算 I (20分につき) ※1	6	6円	12円	18円
	介護職員等処遇改善加算 ※2	所定単位数(基本単位+各種加算・減算) ×1.5%			
	短期集中リハビリテーション実施加算 (1日につき) ※3	200	203円	406円	610円
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (1日につき、週2回まで) ※4	240	244円	488円	732円
	移行支援加算 (1日につき) ※5	17	17円	34円	51円
	リハビリテーションマネジメント加算(イ) ※6	180	183円	366円	549円
	リハビリテーションマネジメント加算(ロ) ※7	213	216円	433円	649円
	退院時共同指導加算 ※8	600	610円	1220円	1830円
	口腔連携強化加算 (1か月に1回) ※9	50	50円	101円	152円
	予防訪問リハ12月超減算 ※10	▲30/回	▲30円/回	▲61円/回	▲91円/回

※1 勤続年数が7年以上の者が1名以上配置されている場合に加算されます。

※2 介護職員の賃金向上や職場環境の改善を目的として加算されます。

※3 退院(所)日又は介護認定日から3か月以内において、週2回以上、20分以上の訪問リハビリテーションあるいは40分以上の介護予防訪問リハビリテーションを実施した場合

に加算されます。

※4 退院（所）日又は訪問開始日から3か月以内において、認知症であると医師が判断し、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、集中的に訪問リハビリテーションあるいは介護予防訪問リハビリテーションを実施した場合に加算されます。

※5 訪問リハビリテーションの利用により日常生活動作が向上し、社会参加を維持できるリハビリテーションを提供する事業所に加算されます。（前年の実績による）

※6 リハビリテーション会議を開催し、定期的に関リハビリテーション計画の評価・見直しをし、事業所や従業者に日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達した場合。また、医師よりリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を受けている事業所に加算されます。事業所の医師が利用者又はその家族に説明した場合、上記に加えて270単位加算されます

※7 リハビリテーションマネジメント加算（イ）の要件を満たし、LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用を行っている事業所に加算されます。事業所の医師が利用者又はその家族に説明した場合、上記に加えて270単位加算されます。

※8 医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、リハビリテーション事業所の理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合に加算されます。

※9 口腔の健康状態の評価方法や在宅歯科医療等について歯科医療機関に相談できる体制を構築し、口腔の健康状態について歯科医療機関および介護支援専門員へ情報提供する場合に加算されます。

※10 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に減算されます（別途要件を満たした場合を除く）。

- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。
- ・特定疾患医療受給者証をお持ちの方へ
受給者証に記載のある疾患及び当該疾患に付随して発現する傷病に対する医療に限る（医師の判断によります）場合は、受給者証に記載された自己

負担限度額に応じて、公費負担されます。お持ちの方は、事前に受給者証の提示をされた上で、1か月の使用上限額の申告とその使用についてご相談下さい。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 交通費

3の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問リハビリテーションを実施した場合に要した交通費は実費をご請求させていただきます。

なお、自動車を使用した場合の交通費は以下の金額をご請求させていただきます。

- 1) 2.5 km 未満 250円 2) 2.5 km 以上 5.0 km 未満 500円
- 3) 5.0 km 以上 7.0 km 未満 750円 4) 7.0 km 以上 1,000円

② その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。

(3) 利用料等のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は1か月ごとに計算し、ご請求します。

翌月27日、**金融機関口座からの自動引き落とし**となります。

※自動引き落としの手数料(88円)は利用者負担となります。

※27日が土日祝日の場合、翌営業日の引き落としとなります。

7. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 村上 彩 ご利用時間 9：00～17：00 ご利用方法 電話 011-555-3374 面接（当事業所）
-------------	---

8. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、利用者本人及び御家族等、職員等からの通報があった時は、高齢者虐待防止のための指針に基づき対応します。

- (1) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (2) 高齢者虐待防止研修の実施
- (3) 虐待防止委員会の開催
- (4) 担当者の配置（担当責任者：村上 彩）

9. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービス提供を受けられるよう、業務継続計画に基づき対応します。

- (1) 感染症及び災害等に係る業務継続計画の整備
- (2) 感染症及び災害等にかかる研修の実施
- (3) 感染症及び災害等に係る委員会の開催
- (4) 担当者の配置（担当責任者：村上 彩）

10. 身体拘束等の原則禁止

利用者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。身体拘束を行う場合には、その様態およびその時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載します。

- (1) 身体拘束適正化委員会の開催
- (2) 身体拘束適正化のための研修の実施

11. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

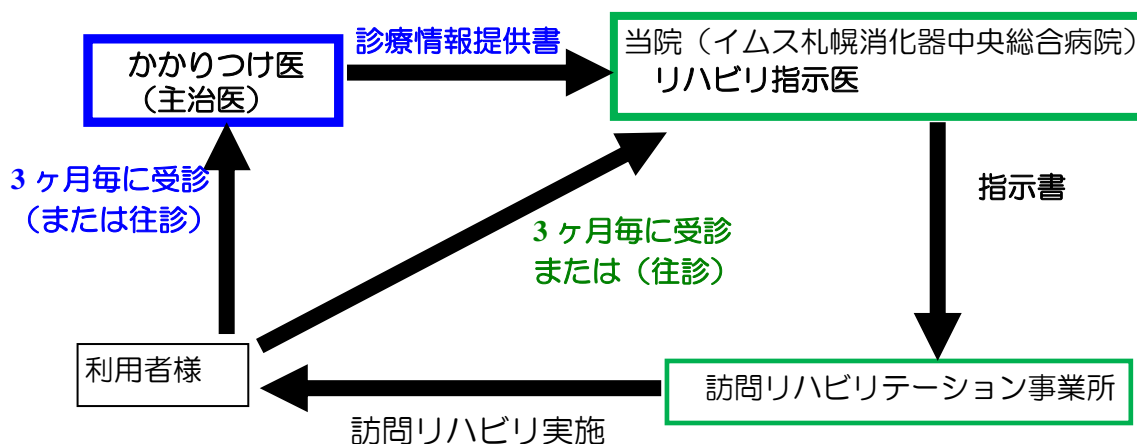
1 2. 利用者様へのお願い

①サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。

②かかりつけ医・リハビリ指示医への毎月の受診の必要性についての確認

訪問リハビリは法律上、**かかりつけ医（主治医）への3か月毎の受診（または往診）**とその診療に基づいた、**かかりつけ医からの診療情報提供が**当事業所のリハビリテーションを指示する医師へ必要となります。

また、**リハビリの指示を行う医師（当院の医師）への3か月毎の受診（または往診）**も同様に必要となります。



*上記受診が行なわれていない方は、予定されるサービスの提供が行なえない可能性もありますので、受診状況を確認の上、ご相談下さい。

③受診の予約

当院では、受診は**完全予約制**となっております。訪問リハビリの定期受診をされる方は、3ヶ月の定期受診の期限前に受診が行えるよう、次回の受診の

予約をよろしくお願ひ致します。具体的な予約の手順については、担当者よりご説明致します。

④ 予定訪問時間について

予定された時間に開始できるように最善を努めますが、前後の他の利用者様の都合や交通渋滞などにより、開始時間が前後することがあります。特に、冬期間などは交通渋滞による遅れが想定されます。開始時間がずれましても、皆様へのサービス実施時間は予定通り行ないますので、ご了承くださいませようお願ひ申し上げます。また、移動は車で行っているため、運転前に明らかな遅延(積雪期以外:10分以上、積雪期:15分以上)がある場合は、事前に電話連絡させて頂きますが、渋滞等で遅れる際、交通安全と法令遵守の観点から、車で移動中の電話による事前連絡が出来ないことをあらかじめご了承ください。尚、スタッフの訪問が遅れている際に、利用者様からご確認の際には、訪問リハビリテーション事業所へお電話でお問い合わせ下さい。

⑤ 駐車場の確保について

訪問リハビリテーションサービスのスムーズな実施のために、訪問時の交通手段は乗用車にて、実施させて頂きます。そのため、駐車場の確保を利用者様へお願ひ申し上げます。当日予定されていた駐車場が急遽使用不可能であった場合および、マンション等にお住まいで常時確保できない場合は、事業所判断による有料駐車場を使用し対応する場合がありますが、当日のサービス中止の可能性もあることを、事前にご了承お願ひします。

当事業所は、本書面に基づいてイムス札幌消化器中央総合病院訪問リハビリテーション事業所の内容等について説明しました。

説明年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

説明者署名 _____

私は、本書面に基づいてイムス札幌消化器中央総合病院訪問リハビリテーション事業所の内容等について説明を受けました。

利用者署名 _____ 印

代理人署名 _____ 印

